

1. 平成23年第8回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成23年12月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第134号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第135号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第136号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第137号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第138号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書
(継続)
- 日程11 陳情第3号 資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情
- 日程12 陳情第4号 「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情
- 日程13 陳情第5号 「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程14 要望第3号 郡上市議会議員定数についての要望
- 日程15 議発第16号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程16 議報告第10号 中間報告について（総務常任委員会、市有林管理特別委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程16まで

日程17 議案第153号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について

日程18 議発第17号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上村 悟 | 2番 | 田中 康久 |
| 3番 | 森 喜人 | 4番 | 田代 はつ江 |
| 5番 | 野田 龍雄 | 6番 | 鷺見 馨 |
| 7番 | 山田 忠平 | 8番 | 村瀬 弥治郎 |
| 9番 | 古川 文雄 | 10番 | 清水 正照 |
| 11番 | 上田 謙市 | 12番 | 武藤 忠樹 |
| 13番 | 尾村 忠雄 | 14番 | 渡辺 友三 |
| 15番 | 清水 敏夫 | 16番 | 川嶋 稔 |
| 17番 | 池田 喜八郎 | 18番 | 森藤 雅毅 |
| 19番 | 美谷添 生 | 20番 | 田中 和幸 |
| 21番 | 金子 智孝 | | |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 市長 | 日置 敏明 | 副市長 | 鈴木 俊幸 |
| 教育長 | 青木 修 | 市長公室長 | 田中 義久 |
| 総務部長 | 服部 正光 | 健康福祉部長 | 布田 孝文 |
| 農林水産部長 | 野田 秀幸 | 商工観光部長 | 蓑島 由実 |
| 建設部長 | 武藤 五郎 | 環境水道部長 | 木下 好弘 |
| 教育次長 | 常平 毅 | 会計管理者 | 山下 正則 |
| 消防長 | 川島 和美 | 郡上市民病院 事務局長 | 猪島 敦 |
| 国保白鳥病院 事務局長 | 日置 良一 | 郡上市 代表監査委員 | 齋藤 仁司 |

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 議会事務局長 | 池場 康晴 | 議会事務局 議会総務課長 | 丸井 秀樹 |
|--------|-------|-----------------|-------|

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長
補 佐

河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様には、12月5日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

なお、報道機関から撮影の申し込みがありましたので、許可をいたしております。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には14番 渡辺友三君、15番 清水敏夫君を指名いたします。

◎議案第133号から議案第140号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号から議案第140号までの8件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました8件は、所管の各常任委員会に付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 皆様、おはようございます。

12月5日開催の平成23年第8回郡上市議会定例会において付託されました条例議案8件、その他の議案2件について、12月13日、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改

正する条例について。

人事課長から、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるためのものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第134号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、国の通信・放送法体系の見直しにより、放送形態で区分されていた関係法が放送法に統合されたことに伴い、引用する法律名を改めるためのものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第135号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、移動通信用無線基地局を新たに和良町に2カ所整備することに伴い、施設の名称及び場所を規定するためのものであるとの説明がありました。

委員から、郡上市全域を網羅することが望ましく、郡上市内における受信状況について質問があり、市では昨年度から国の補助事業を活用し解消を図っているが、居住地域の一部で携帯電話不感エリアが残されており、市が携帯電話基地局を整備するためには、通信事業者が施設を利用するという確約が必要であり、残されている不感エリアは、受益者数により、通信事業者の確約が難しくなっているとの説明がありました。

委員から、人家のないところでの交通事故対応のためにも整備をしていくようにとの要望があり、道路沿線については、小川峠のように地元からの要望や重要度を勘案しながら、通信事業者に働きかけをしていきたいとの回答がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第136号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、郡上市消防団員の定数を総枠で2,000人とし、旧町村時代の各定数を目標として団員確保が行われてきたが、社会情勢の変化、若年層の減少等により、年々団員確保が難しくなっている。合併後の各年度の実員数の平均は1,900人で、定数から100人減少している。このようなことから、団員定数の適正化を図るため、国の整備指針に基づき各方面隊ごとに算出し、災害等支援団員数を加え、現在の実員数1,916人に近い1,920人に改めるとの説明がありました。

委員から、団員数減少への対応として、団員の年齢の上限を上げることはできないかとの質問があり、団員の定年制はないが、新入団員が少ないために団員の高齢化が進んでいる。災害等支援団員の確保により、団員の不足分を補完しているとの説明がありました。

委員から、地域住民に協力依頼ができないかとの質問があり、出動時における地域住民の支援に

については、必要に応じて検討していくとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第137号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるためのものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第138号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長より、指定管理者が施設の利用に係る料金を徴収できるよう、所要の規定を定めるとの説明がありました。

委員から、使用料金額の設定について質問があり、使用料は1カ月当たり6万円の範囲内において市長の承認を得て定めると規定されており、上限の6万円については条例改正により変更ができるとの説明がありました。

委員から、利用料金の還付はどんな場合があるのかとの質問があり、使用許可後に撤回したときなどに、使用料を還付して対応するための規定であるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

社会福祉課長から、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるためのものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員の名称を改めるとの説明がありました。

委員から、スポーツ推進委員という名称変更に伴う市民へのPRについての質問があり、広報等により、スポーツ関係団体とともにスポーツ推進委員の役割について周知していくとの説明がありました。

委員から、スポーツ推進委員に名称が変わったことにより役割が変わったのかとの質問があり、これまでの体育指導委員のような実技指導に加えて、各種団体との調整業務や企画立案等についても重要な役割を担うことになるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年12月20日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

12月5日開催の平成23年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例1件について、12月13日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第138号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、現在、市が徴収している旬彩館の利用料金を、会計の効率化等から、他の施設と同様に指定管理者が直接徴収できるようにする条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、利用料金と指定管理料との流れについて質問があり、現在、利用料金月6万円を市が利用者から徴収し、指定管理料として年72万円を市から指定管理者へ2回に分けて支払っている。今後は、指定管理者が利用料金を直接徴収するため、指定管理料としてはゼロとなるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成23年12月20日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

12月5日開催の平成23年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案について、12月13日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

条例議案。

議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改める条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、上位法となる障害者自立支援法の一部改正の内容について質問があり、これまで任意事業であった同行援護が、同法第5条において障害福祉サービスの1つに定められ、この同行援護の解説が第5条第4項に加わったためであるとの説明がありました。

委員から、この改正により国等からの財源措置は行われるのかとの質問があり、同行援護に係る財源措置は行われるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員からスポーツ推進委員に名称を改めるための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、活動について質問があり、スポーツ推進委員は80名で、活動内容は、これまでどおり公民館等と連携して、ウォーキングやスポレクといった軽スポーツを中心に活動を行うとの説明がありました。

委員から、スポーツ推進委員になるには資格が必要であるのかとの質問があり、資格は必要ないが、研修は受けていただく、一番大切なことはスポーツ振興に理解ある人に委員となつていただくということであるとの説明がありました。

委員から、関連する規則等も改めるのかとの質問があり、郡上市体育指導委員規則等があり、条例改正とあわせて名称を改めるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成23年12月20日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第135号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第136号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに

に決定いたしました。

議案第138号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 委員会の報告は承りましたが、執行部の考え方をちょっと確認させていただきたいと思いますが、ちょうどこれは2年ほど前に、自分が産業建設委員会にかかわっていたときに、市が土地を購入して建物をつくってというときのことを思い出しますと、なぜ使用料を市が収受するのかというところが一番の焦点だったと思いますが、そのときにはこの旬彩館が郡上の各地にある新鮮市とか青空市場の統合指揮というか、いろんな情報を伝達したり、あるいは物の販路について確保したり融通したりということから、あえて市がこの施設の使用料を収受すると、そして旬彩館に対して指導権を発揮するんだと。

こういうことで始まったものが、目的が達成をされておればいいけれども、どうも見ておると、なかなかそういうふうにはなっていないのが現実ではないかというふうなことを思うときに、執行部としてはこのことについて当初の目的が達成されたという自信があるのか、そのことについて伺いをしたいというふうに思います。

○議長(池田喜八郎君) 答弁は、農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) お答えをさせていただきます。

当初、議員御指摘のように、指定管理者との調整のこともございまして、使用料を市が一たん収納するというところで、条例等について制定をさせていただきました。その時点におきまして、やまとの朝市につきましては郡上市の青空市場等の中核的な施設になりますよということで、情報等もそこから流していきますよということで、条例等を整備させていただきましたが、そのことにつきましては、今回の改正につきまして何ら変わるものではございません。

今までも、例えばことしの春にやまとの朝市で山菜による事件が起きましたけども、そのときにおきましても各青空市場に通じまして、すべて市のほうからこういった事件が起きましたので注意してくださいというようなことで連絡もさせていただき、そういった措置もさせていただいております。

そういったこともございますし、何らこれからもこの流れは変わるものではございませんので、ただ料金の徴収方法につきまして、監査委員さん等から御指導もいただきまして、この方法のほうごわかりやすくいいよということでございましたので、今回、改めさせていただくというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(「議長」と15番議員の声あり)

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） わかりました。

ところで、今の情報提供はいいんですが、例えばどこかの朝市で物が不足をしたとかいう場合に、あのときにたしかいろんな業者の方も使いながら融通し合うと、物のないところへ物を持っていくとか、余ったものをこういうふうにもそこへ配置して売ってもらうとか、そういうようなことも、今度、社団法人化されたように聞いていますけれども、いよいよそういうふうなことをしっかりやってもらわんと、結局、大和町だけの朝市になってしまう。

その管理をするために、あのときに議論を随分しながら、市が徴収するんだということやって、ませをかけたはずなんだけども、そのませがなくなるということを僕は執行部が楽になってしまうと、言い方は悪いけども、向こうの言うなりになってしまうというふうなことのちょっと嫌いを心配するということが一面あるものですから、再度そのことについては、本当にあそこが私は3億円を超える今産業になってきているので、中核施設、あるいは指導施設として機能を発揮するように、料金徴収のことについてはやむを得んと思いますけれども、その精神だけはぜひ貫徹をしていただきたいというふうに思いますので、これは要望して、質問を終わります。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに

に決定いたしました。

議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎陳情第2号から要望第3号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程10、陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求め陳情書から、日程14、要望第3号 郡上市議会議員定数についての要望までの5件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、陳情第2号から要望第3号までの5件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました5件は、所管の各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) 総務常任委員会より御報告申し上げます。

12月5日開催の平成23年第8回郡上市議会定例会において付託されましたその他の2件について、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書。

委員から、青色申告制度があるので、白色申告者は自助努力、あるいは商工会等の指導により申告方法を変え、各種控除を利用していくべきではないかとの意見がありました。

青色申告ができない人もいるため、そういう人のために、本陳情書は採用すべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で不採択することに決定しました。

要望第3号 郡上市議会議員定数についての要望。

委員から、願意については同じ思いであるが、極端な定数削減は議会全体の機能にも影響することであり、十分論議をしていないとの意見がありました。

委員から、次回の選挙は初めて大選挙区で行い、議会の質を高めていかなければならないときに、議員定数の削減は慎重であるべきとの意見がありました。

委員から、議員の定数削減という重要な案件は、市民的論議をする中で決めていくべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成者なしで不採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年12月20日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長より報告を求めます。18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 12月5日開催の平成23年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました陳情関係について、12月13日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

陳情第3号 資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情。

議会事務局に岐阜県保険医協会からの陳情書を朗読させ、保険年金課長からは、被保険者資格証明書の交付が制度化された趣旨は、特別の事情が認められない国保税の滞納者に対し、善良な納税者との公平化を期するために被保険者証の返還を求め、そのかわりに被保険者資格証明書を交付するとしている。

平成22年度における県内各市の交付状況は、郡上市と海津市を除く19市で交付されており、郡上市は合併以来1件も交付した実績はない。

厚生労働省の通達では、第一に社会的弱者を救済するという趣旨において、被保険者の特別な事情を酌み取り、被保険者証は交付するものとし、資格証明書の交付は真に特別な事情の把握に努めることを求めていることから、滞納者との納税相談の機会を持つことを第一に短期被保険者証を交付することとし、真に悪質な滞納者に限って資格証明書を交付するようにしている。

また、資格証明書の交付対象者から除く者としては、公費負担医療の対象者と高校生以下の者が定められている。

このように、資格証明書の交付制度は、国民健康保険制度を堅持するための原理原則にのっとり必要不可欠な制度であると説明を受けました。

委員から、郡上市の滞納者が831名とあるが、短期被保険者証の発行数は何件かとの質問があり、最初の交付となる10月1日から10月31日の1カ月間の短期被保険者証は滞納者全員に交付するが、その後の更新は400件に満たないとの説明を受けました。

委員から、生活保護の場合はどうであるかとの質問があり、生活保護の被保護者の場合は生活保護の医療扶助が受けられる。市では、納税相談等の折に、生活保護のことも含めて、きめ細かな相談に努めているとの説明がありました。

委員から、この資格証明書が廃止となると、さらなる滞納者がふえるおそれもあり、納付に対する公平性を考えるなら、制度としてはあったほうがよいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で不採択することに決定しました。

陳情第4号 「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情。

議会事務局に岐阜県保険医協会からの陳情書を朗読させ、保険年金課長からは、平成23年3月に郡上市議会として、市町村国保への国庫負担の抜本的な増額の措置を求める意見書を内閣総理大臣等へ提出していただいたが、その後の国の動きとしては社会保障と税の一体改革成案が示され、その中での国保制度基盤強化策としては、1、均等割2割軽減対象者の拡大、2、保険者支援制度の拡充、3、高額医療費共同事業及び非自発的失業者の所得割保険料軽減分の財源の別途確保、4、都道府県調整交付金の財政調整機能の発揮、5、国保財政安定化支援事業の算定方法の見直し、6、国保財政基盤強化策、7、保険財政共同安定化事業を推進し、都道府県の財政運営を制度化するという7項目が、去る11月24日の社会保障審議会医療保険部会で示され、今後はその財源の確保をどうするかが焦点となっている。これらが実現されれば、本市のように低所得者を多く抱え、財政的に厳しい保険者にとっては朗報になるとの説明を受けました。

また、陳情書の内容において、1984年時の国庫負担率が49.8%とあるのは、国庫負担率分40%と国の調整交付金10%の合計50%である。同じく、2009年時には25%とあるのは、2006年に改正された国庫負担率分の34%と調整交付金の9%、財源移譲された都道府県調整交付金7%で合計50%であり、単に国全体での歳出約12兆円と、それに対する歳入の国庫支出金約3兆円をとらえての割合で陳情されているのではないかとの指摘がありました。

委員から、国庫負担等の合計率が50%以上になる見込みはないのかとの質問があり、国保制度では公費と被保険者とが2分の1ずつ出し合うことが原則である。しかし、これまでも低所得者等に対する配慮として、7割、5割、2割の軽減措置があり、財政的に弱い保険者に対する措置としては保険者支援制度等が設けられているが、今日、検討されているように、この部分の支援が拡充されれば、実質公費の支援がふえることになるという説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で不採択することに決定しました。

陳情第5号 「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情。

議会事務局に全国福祉保育労働組合東海地方本部からの陳情書を朗読させ、健康福祉部長、児童家庭課長から、保育所運営費は年間約4億1,000万円であり、国2分の1、県4分の1、保育料、そしてこれらを運営費から差し引いた残りを市が負担している。

また、年少扶養控除廃止に伴う市民税増収との比較で試算したところ、平成22年度の国庫負担金確定額は1億1,159万7,000円に対して、廃止に伴う増収分は8,943万6,000円で、差し引き2,216万1,000円の不足となり、その分は市の持ち出しとなる。しかし、県税も増収となるが、それに伴う県補助分がどれだけ上乗せされてくるかは未定であるとの説明を受けました。

委員から、国庫負担金は本当に廃止されるのかとの質問があり、国の予算編成においてはその方向も検討されているとの説明がありました。

平成16年度から公立保育所に係る保育所運営費が一般財源化されたが、市の影響はあったかとの質問があり、郡上市では、一般財源化により、保育士の削減というような運営はしていないとの説明がありました。

委員から、幼稚園はこの保育所運営費国庫負担金は対象外であるかとの質問があり、幼稚園は対象外であるとの説明がありました。

対象外であるのなら、年少扶養控除廃止に伴う増収分も幼稚園分と保育園分に区分けしているのかとの質問があり、16歳未満人口掛ける普通徴収の割合掛ける対象者率70%掛ける33万円掛ける市税分6%という計算式で算出しているの、区分けはしていないとの説明がありました。

委員から、県税の増収分に対する県補助分がどれだけになるかまだ不透明で、市税にも絡む案件であるため、拙速な結論は出さないほうがよいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で継続審査することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年12月20日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各案件について、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、不採択です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄さん、5番。

○5番（野田龍雄君） 討論ですね。

○議長（池田喜八郎君） 質疑がないので。

○5番（野田龍雄君） 質疑はありませんが、討論はいいですね。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を行います。

野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この要望は、特に中小企業、零細企業の青色申告もできないという方があって、そういう方の働き分が必要経費に算入されないということで、非常に差別を感じているというふうなこの陳情だというふうに理解をしております。

それで、今、総務委員会等の報告がありましたけれども、青色申告でやればいいのかというようなことや、そんな意見の中で、これは私も参加しておったんですが、賛成少数ということで不採択となりました。

これは、1つは国際的にも、例えば国連の女性差別撤廃委員などからも、日本のこの制度は問題であるというような指摘がありますし、既に全国でも自治体から300を超えるというように書いてありますが、そういう意見も上がっております。そして、国会でもこれは経済産業大臣や金融大臣等も廃止に向けて研究、検討するという答弁を行っております。いわば、非常に古い制度であって、この見直しが求められているというように思います。

お聞きすると、これに該当する人は非常に少ないというふうにお聞きしましたけれども、少ないからこそそういう方が困ってみえる、その差別を正していくという意味で、ぜひともこの陳情については皆さんの御賛同を得て採択していただきたいというふうに思いますので、そのようお願いを申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） これは総務委員会で審議いたしまして、一応賛成少数ということで不採択になったという経過で、委員長に報告に賛成という立場から討論をいたします。

ただいま指摘がありました中小企業ということで、青色申告制ということの指導ということを確認に委員会としてはそういった意見も当然ありまして、結果的には賛成少数ということになったわけでございますけれども、今、議員が指摘された差別ということに関しては、私はそうはとってはおりません。

これは、確かにデータをいただきましたけれども、白色申告というのは少ないデータではありますけれども、ただ青色申告という所得税法57条という制度がありまして、それにのっとっていただければ結構だというふうに思っていますけれども、それには中にそういう人はできないということ指摘されましたけれども、今この制度を取り上げていくには、50年も前の法律ということでもありますけれども、先ほど議員が言われたように、国会で審議をされているということは、所得税という国税のもとで審議されて、その結果を踏まえて地方としてはそれに従うべきではないかというふうに思ったときには、今、ここに白色廃止という陳情書は出すべきではないということで、委員長に賛

成という立場で討論いたしますので、議員諸氏の賛成をいただきたいというふうに思っております。
よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。採決は起立採決で行います。

委員長の報告は不採択ですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数と認め、よって陳情第2号は不採択にすることに決定いたしました。

陳情第3号 資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 資格証明書については、文教民生常任委員会での報告がありますように、資格証明書の交付は真に特別な事情の把握に努めることを求めているから、こういう滞納者との相談の機会をとって、そしてよくその実情を把握した上でというように書いてありますし、郡上市では、ここにも書いてあるとおり、これまでは1件も交付したことがないと。滞納者の事情を考慮すると、なかなかそんな簡単に資格証明書を出すことはできないということだと思います。

しかし、先日もあるそういった機会がありまして参加しておると、よその市町ではかなり証明書を発行しているところもあるというのをお聞きしております。

しかし、現実にはそういうことで、証明書を発行しなくても、そういう保険者の状態をよくつかみながら相談に乗って、できるだけそうした事態を、証明書を発行して医療が受けられないというようなことにならないようにする、その努力が大事であるというふうに私は思います。

しかし、一方で、この郡上市においても、そうした資格証明書の発行も考慮するような動きもお聞きをしております。これは国のそういった指示があり、ペナルティーになるのかどうか分かりませんが、そういった中でやっぱり市民の立場に立った運営をしていくことがいよいよこれからは必要であるというふうに私は思います。

そういう報告の中でも、何か原理原則と、沿った必要不可欠な制度であるというようなことが書いてありますけれども、この辺は私は問題にしなればならんところではないかというふうに思います。

以前はなかったんですから、これは何年前にこういうものが入ってきたということですから、

そういった意味で、今後、これが被保険者の条件を不利にする、そういった相談等が十分なされんままに実施されるということがないようにしなければならないと。

ごく最近ですけれども、関市だったと思いますが、生活相談を受けて、病院へ入院したんだけど、3日か4日後には亡くなったと、もう手おくれであったというようなことをお聞きしましたので、そういう事態が出ないようにするためにも、まだ十分郡上市の場合はこれはできるし、ほかの市町村も同じだというように私は思いますので、ぜひこれは郡上市のためだけではなく、そういう要請が来て、岐阜県の各保険者がそういった一律の執行で、そういう困る人が出ないようにしていくという意味からも、直ちに中止することを求める陳情、非常に大事な陳情だと思いますので、皆さんの御賛同をぜひ得たいというように思います。

○議長（池田喜八郎君） 原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 所管の委員会に属しております関係で、原案に反対という立場で討論をさせていただきます。

これは、先ほど委員長が報告したすべてでございますが、基本は保険税が滞納になるということだと思います。

先般の一般質問でも滞納の問題が出たときに、市長のほうから憲法30条でしたか、何人も納税の義務があるというふうなことから、法律によって、法の定めるところにより納税の義務を負うというふうなことが30条にありますし、その法律を受けて、今度は各県並びに市町村では地方税法というものを受けながら、その中に目的税として国民健康保険税を課すると、こういうふうなことになっておまして、これは公平という立場からいっても、市民の皆さんが一生懸命無理をする中で、この保険税を納付しているという中で滞納が起きてきた場合に、直ちに保険証を返せというふうなことはなかなか難しい点もあろうかと思いますが、特殊な事情を除いて、そういう事情がないにもかかわらずに保険税を滞納する、例えば納付期限から1年以上経過してもなかなか納めてもらえないというような場合には、まじめに納めている保険者の方から見れば、それなりの調査をし、また事情をお伺いして、保険料を支払ってもらおうということに、執行部も心がけて今いただいております。

そういうことから、現在は、先ほど説明があったように、海津市と当郡上市については交付したことは過去にないということですが、県下21の市を見ても、一番滞納率の高いところは加入世帯数の32.64%、約3分の1が滞納をしているというふうなことで、そこでは171件の要するに資格証明書を交付して、相談に乗っているというふうなことがございますので、ただ滞納をしているのでというほうかしておくんじゃなくて、そういうことがあった場合には出向いていただい

て、そして窓口で事務のところでは本当のところをお聞きしながら、あるいは特に厳しいようでしたら、生保での扶助を手助けしてやるとか、そういった意味も郡上市では取り組んでいただいております。

これが大きな市ですと、なかなかそんなふうにはいかない点もあろうかと思っておりますので、例えば一番大きいところでは滞納世帯数が1万1,859件というふうで、2,271人に証明書を出さんならんと、そんなような状況も現実にはありますので、今後、課税につきましては平等を期するという点からおきまして、何が起きるかわからない、想定外のこともこれから起きてくるということを考えますと、これは法的にも定められた制度でありますので、これを廃止を、直ちに中止をしてしまうということは国保税の滞納に拍車をかけるというふうな懸念も心配をされるというふうに思っておりますので、これを伝家の宝刀のように使うということについては、私も検討していただく必要があろうかと思っておりますけれども、ある部分では国保税の収納を高めるということでは必要な措置をとる場合には、こういった制度もお願いせないかんのではないかと、市民の方に理解をしていただく必要があるということを考えますと、今直ちにこれを中止するという陳情につきましては賛成はできませんので、反対の討論とさせていただきます。議員各位の御賛成をぜひお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。採決は起立採決で行います。

委員長の報告は不採択ですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第3号は不採択にすることに決定いたしました。

陳情第4号 「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この問題は、この意見書については、実はこの郡上市も3月議会で国庫負担金をふやしてほしいと、これ以上市民負担がふえることは到底負担ができないということから、そういう要望も出しておりますね。そういう点で、この陳情書も同じ意図でありまして、全く私は同じ賛成をする立場のものであります。

最近、ずっと国保税の重さというのがどこでも問題になっておりまして、滞納が今言われたような非常に大きな滞納になっておる、これは単なる市民の努力だけではできないと、納めたいけども納められないんやという事実をしっかりと我々は認識していく必要があると思います。

なお、先ほどちょっと出てこなかったのよう言わなんですが、質問すればよかったですけれども、50%の国の負担が25%に下がっていると、それに対してちょっと調べていろいろ書いてありますので、これはまた後ほど担当の方からもお聞きして、私はどこへ行きましても、国庫の負担率そのものが減ってきておるから国保税がふえていると、被保険者の負担がふえているというように思っていますし、事実ふえてきているものですから、もちろんそれは治療医療費等が大きくなってきておりまして、そういうことも理由になりますけれども、この構造を根本的に考えていかないと、これからこの先、まだ高齢化は進んでいきますし、医療の進歩もありますし、それから国庫負担についても国の財政は大変厳しいということで、ここに7つほどいろんな策の中で何とかしたいというふうに書いてありますけれども、これも実行はなかなか困難であるというふうに私は思っています。

そういった意味で、今は何しろ国がもっとこれに力を入れるべき、これは本当に命にかかわることですから、これまでも消費税をずっと取ってきて、その総額と大企業に対する減税の総額がほぼ同じというような、こういう政治の中でこれは出てきておりますから、そういった点で国の政治を変える意味でも、この国庫負担引き上げというのは非常に大事であるというふうに私は思っています。

特に、今は社会保障改革と税制の一体改革ですか、そういう中で市民に対する、国民に対する負担がふえようとしております。消費税まで上げるというようなことが日程に上がっておりますので、そういった意味でも、国がきちんと国民のほうを向いて、そこへ手だてをしていくという方向に変えさせる意味でも、これは非常に大事であるというふうに私は思いますので、ぜひこの陳情には皆さんの賛同を得たいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 原案に反対討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 委員長報告に賛成の立場で討論いたしますが、先ほどといたしますか、ただいまの野田議員の賛成討論の中にもありましたように、郡上市議会といたしましては、ことしの3月25日付で、提出先が衆議院議員議長、そして参議院、内閣、財務大臣、厚生大臣と、関係大臣等へこの増額を求める意見書を出しております。

その中で、最後のほうになりますけれども、全国の多くの市町村も同様の状況にあることから、遅くとも平成24年度には市町村国保への国庫負担の抜本的な増額措置を講じられることを強く望み

ますという結びになっておりますが、今、この3月に出したばかりのこの意見書でございますので、またここで採択をし、また同じような文書を出すというようなこともいかがかというような点から、今回は内容につきましては賛成をするものでございますが、若干その数字的には間違いもあるようでございますけれども、内容については同様の意見を持っておりますが、今回の意見書の提出につきましては不採択ということで、委員長の発言どおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決を行います。採決は起立採決で行います。

委員長の報告は不採択ですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第5号 「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） ちょっと質問なんです、ここの中には資料もついておまして、この国庫負担金が16年でしたか、公立保育所に係る運営費が一般財源化されたというように出ております。これを見ますと、一般財源化されますと、財政の厳しい自治体ほど、そういうことについてはどちらかといえば力が弱まって、ほかへ回されるということが一般的ではないかというふうに私は思います。

しかし、資料を見ますと、5万人以下の市部においてはふえておるんですね、1人当たりの月額経費への影響は。この理由もあるのではないかと思いますけれども、どういう論議をされたか、この辺をお聞きしますし、ほかのところではずっと下がっていったというようなことがありますね。

それから、これは1人当たりの月額経費なんですけれども、委員長報告では人事に対する、人件費に対する影響はないというふうに言われておりますけれども、その辺では人件費は下がらなかった。ここではどうも人数は減っていないというふうにしてあるようなので、その点はどうかということはお聞きをしたいと思っております。

それから、今回、このことによって民間の運営費が廃止をされて一般財源化されると、同じよう

に民間のところへも影響が行くのではないかというように思いますので、その辺の予測はどう見ておられるのかということについての論議があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国庫の負担金が、運営費が一般財源化された折に、特に公立保育園の場合の影響ということで、委員会ではこのような形での報告になっておりますけれども、要は従来の公立保育園のそのときの運営に関する、例えば児童1人当たりというよりも、そのことによって保育士を例えば減らすでありますとか、保育内容を落とすという実態があったかということが大事なことではないかなというふうに思っております。

郡上市の場合は、一般財源化されたことによって、例えば保育士のほうは減らすとか、運営費のほうを削るとかということについてはなかったということで、ここで御報告をさせていただいておるところであります。

当然、保育所を運営していくに当たりましては、職員の基準というものがございまして、法的にはその基準をしっかり守らせていただいているということで、あとは保育所の中ではそのとき、その年度年度で、例えば障がいのお子さんが入られたり、それから一時保育でありますとか、特別保育、延長保育、それはそのときの年度の特徴的なことが出てまいりますものですから、現在でもそうでありますけれども、公立保育園の運営につきましては、一般財源化されたから、例えば10割運営費を削って運営しようというようなことは指示をしておりませんし、財政内容的にもそのような形で措置をさせていただいております。

それから、民間の保育所につきましても、現在、この国庫負担金でもちましての運営費ということで、これは民間の保育所におきましても、それぞれ園に入られます、例えば1歳児が何人でありまますとか、2歳児が何人でありまますとかというようなことが出てきまして、これは基準額が決まっております。

それから、保育料につきましても、国の基準額の保育料をいただくわけでありまますけれども、実は郡上市の場合は、おおよそですが、約50%ほどその保育園のほうの保育料の緩和措置ということで、一般財源からも補てんをさせていただいております。

ですから、皆様方が保育料が例えば2万円という方がみえたとしても、実は2万円とするならば実際は4万円、そのうちの2万円は市が補てんしているという形、一般財源から補てんしているということで、保護者の方の負担も少なくさせていただいているというのが現状でありますし、もしこのことによって民間の保育所のほうにその影響があるということは考えておりませんし、ただ、今ここにおいても、国の予算編成においてそういう方向がまだ検討されているという今は段階でありますものですから、多分委員会の中でもそのことを踏まえて継続というようなことで、まだ決まっておるということではないものですから、その辺を見きわめて継続審査ということに決定された

というふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） もう一点お願いしたいんですが、この報告では保育運営費年間4億1,000万円ということが出ております。それについて、分担がこうなっておることが書いてありまして、その下のところに、年少扶養控除の廃止に伴う市民税の増収との比較が書いてあります。

ここを見ますと、国庫負担確定額は1億1,159万7,000円というこの額、これはこの分が上の年間の約4億1,000万円からその分を差し引いて、そして同時に増収分の8,948万円がそれに入ると、不足は2,000万円ほどだと、こういうように言っているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 御説明させていただきます。

民間の保育所の運営費のそのものの考え方につきましては、先ほどちょっとお話ししましたように、その園に1歳児が何人おるとか、2歳児が何人おるかということで、基準額というものは決まっております、例えば1歳児が何人おると基準額が幾らとか、計算を自動的にしていくわけでありまして、

それにプラス保育料が入ってまいりますものですから、それに市の負担分もということになるわけですが、2分の1が国庫ということになります。4分の1が県、4分の1が市が運営費を出すという形になる、プラス保育料の関係が出てくるわけですが、保育料はその園によって人数とかがありますので違うわけですね。

それで、今の1億1,100万円というのは、22年度の保育所の運営費の国庫負担額の確定額でございます。それで、先ほど言いましたように、4億円のうち1億円というのは少ないんじゃないかと、こう話が出るわけでありまして、これは基準額の話でありまして、実は保育料のところでは一般財源を、先ほど言いましたように、市は50%ほど見ておりますものですから、基準額の中では1億1,000万円が全体の2分の1に相当する額になりますので、あとの分は市が負担をしておるとい形になります。

それを先ほどの年少扶養控除廃止に伴う市民税の増収ということで、これは税務課のほうでちょっと試算をしていただいた額につきましては8,900万円ということになりますので、その額だけを比較すると、負担のほうは税制改正により、もっと2,200万円ほどが減額されるのではないかと、このような思いを今しております。

ただし、この中には、先ほど言いましたように、県の補助金の負担というのがまだ全然見えておりませんものですから、もし県のほうはその分、増収の分を市のほうに負担をしていただくという

ことが多分起きてくると思うんですけども、その額がまだ見えんわけの状況でありますものから、そこが不透明だということで、この報告の中には書かれておるといことでございますので、よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 濟いません。それで、国庫負担金の確定額が1億1,000万円というのは、国から来るやつなんですね。そうですね。これが私立の民間の保育園に対して、国がそれを廃止して一般財源化するという金額ではないので、今回、もし仮に、これは試算してみえんかもしれんけど、大ざっぱで結構ですけども、そういうことになると、国庫負担金の廃止される部分ほどの程度になるかということとはわからんのでしょうか。

○議長(池田喜八郎君) 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) 私の説明が、今の御質問につきましては、1億1,159万円相当が22年度の国庫の負担金の確定額でございますので、それを廃止がされて、仮に市税の中での増収分ということでは、この報告書にありますように、8,900万円が相当分になるということなんです。そういうことではないんでしょうか、御質問。

(「なるんですか」と5番議員の声あり)

○健康福祉部長(布田孝文君) はい。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、これは継続審査ですが、討論はありますか。

(「継続だから必要ないじゃ」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、委員長の報告は閉会中の継続審査であります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

要望第3号 郡上市議会議員定数についての要望についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり原案を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、要望第3号は不採択とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時52分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎議発第16号について(委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程15、議発第16号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありましたので、お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議報告第10号について

○議長(池田喜八郎君) 日程16、議報告第10号 中間報告について(総務常任委員会、市有林管理特別委員会の視察研修報告)を議題といたします。

議会閉会中に開催されました総務常任委員会、市有林管理特別委員会の各委員会の視察研修の結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思います。

ここで日程の追加をいたしたいと思います。

日程17、議案第153号 平成23年度郡上市一般会計補正予算(第6号)についてと、日程18、議発第17号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、この2件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

◎議案第153号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程17、議案第153号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第153号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成23年12月20日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。

平成23年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億5,488万6,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございます。県支出金、県補助金、教育費県補助金、補正額が15万円、社会教育費補助金でございます。

これにおいては、日吉神社の太神楽の獅子の蚊帳の新調でございます。老朽化により非常に古くなっておるといことで、県の内示が12月1日付であったので、補正をさせていただくといことでございます。

繰越金、補正額26万2,000円、前年度繰越金でございます。

歳出におきましては、教育費、社会教育費、文化財保護費、補正額41万2,000円、これは負担金補助及び交付金といことで補助金でございますが、これにおいても県の指定文化財保護事業といことで、4分の3以内の補助でございます。事業費の総額が55万円といことで、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第153号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第17号について(提案説明・討論・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程18、議発第17号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第17号

郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年12月20日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村忠雄

賛成者 郡上市議会議員 森藤雅毅

賛成者 郡上市議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上市議会議員 上田謙市

郡上市議会議長 池田喜八郎様

提案理由

次の一般選挙から、郡上市議会議員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

郡上市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。本則中「21人」を「18人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

3ページ目につきましては、新旧対照表ということでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長(池田喜八郎君) それでは、提案者の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 13番 尾村忠雄君。

○13番(尾村忠雄君) ただいま上程されました議発第17号につきまして、提案理由の説明をさせ

ていただきます。

議員定数につきましては、行財政改革特別委員会で調査研究をしていただき、現状維持の21名と、定数を減員するなら、現在の常任委員会が維持できる18名という2案を全員協議会に報告されました。

行財政改革特別委員会では、市民の方からの御意見もいただき、5地域の方からは、昨今の経済情勢や市の財政状況と近隣市の削減状況などにより、議員の定数を削減したほうがよいとの意見がありました。

2地域の方からは、議員定数の削減は市民と行政のパイプ役が地域から1人もいなくなってしまうおそれがあり、地域の実情も考慮してほしいとの御意見がありましたとのことでありました。

全員協議会でも、市民の声や市の財政状況、初めて行われる大選挙区制、議会の役割などを踏まえまして議論をいたしました。

今回の選挙での議員定数削減は賛否両論ありましたが、定数削減という方針が示されました。

議員定数をどれだけにするかということにつきましては、総務常任委員会に一任され、同様に議論されましたが、委員会では余り急激な議員定数の減員は議会としての機能について議論がなされないという意見も出され、行財政改革特別委員会で提案された議員定数を尊重し、18名にする方向と受けとめ、議員定数を18名とする提案をいたします。

どうか議員各位の適切な御判断によりまして、御賛同賜りますようよろしくお願いしまして、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今、提案者からお話があったような経過の中で、こういう提案ということになったわけですが、1つは、全員協議会において、皆さんの真意をお聞きしたところ、11対10という非常に切迫をした結果となっています。ということは、この議会としてもどちらがいいか、決めかねているという状況だというふうに私は思います。

その後、何度か話し合いもあったし、総務委員会でも論議がありました。その中で、私が一番感じましたことは、これは議員定数を減らすということは非常に大きな問題でありまして、市民の参政権とか、民主主義の制度の実行にかかわる大きな問題ですので、十分な時間をかけて、市民の皆さんの声も聞きながら、そして議会の考えも十分示しながら決めていく必要があるんだというふうに思いますが、非常に次期選挙が迫っておるし、そういう一部の市民の方の声もあって、結論を出

そうというような動きになっていったことを非常に残念に思います。

この中で、総務常任委員会では、減らすなら何人にするかということで、これは全員協議会の結果も受けて、3名の減員であると。大和の地域から要望が出されておりましたが、これは5名という減員なので、それだけ減らしてはいろいろ議会運営上問題も生ずるであろうという結果から、3名というふうになりました。

しかし、私は、今、市民にこたえるべきことは、議会が市政に対して本当にチェック機能を発揮し、そして将来の市政に対する展望を示していく、あるいは議会としての活動を十分強めていくということではないかというふうに私は思っております。

ですから、3名減ということには反対なんですけれども、市民の皆さんも、私がお聞きしている範囲では本当に役に立っておるか、本当に議会は役割を果たしているのかと、中にはあんな意見があるが、それでいいかというようなことをよく言われます。

しかし、それは私自身も含めて、それぞれ問題を持ってありますし、十分とは言えません。けれども、よりよい議員活動ができるように努力しているのであって、それを育てるのは市民の皆さんだということに私は思っております。

国会等でも、議員はみずから身を切るということで、今、80名の削減が検討されておるようです。民主党はどうしてもやるんやと言っておりますが、その民主党の中でどうなんやという反対意見もあるような状況であります。

よく調べてみますと、80名削減するということは、大ざっぱに言って80億円程度の議員歳費が節約されるということなんです。例えば、政党助成金なんかは300億円を超える年間の支給がされております。これを返上すれば、80名どころか、もっと多くの議員を削減した経済効果は発揮できると。

まだ、もっと幾らでもそういう例を挙げることはできるんですけれども、もっと国民の代表を減らせばいいという論議ではなしに、本当の働きをするように国民の監視を強めることこそ大事ではないかというふうに私は思うんです。

そういった意味で、市民の皆さんにもそういうことを訴え、わかっただいいていく、そして市民とともに市政をよくしていくという、そういう姿勢が大事ではないかというふうに私は思っております。

市の財政が大変苦しいということに左右されまして、予算でも、あるいは新しい政策を打ち出すにしても、新市建設計画でも全くなかなか思うように進まんとするのが現状ですし、大事な市の職員を減らさざるを得ないということが出てくるのも、そういうこれまでの財政上の問題がここへ出てきております。

皆さんも御承知のとおり、これまでのずっと続いた郡上市の市政の中で、今見てもわかるとおり、

投資的経費は今の何倍もある大きな投資をしてきております。もちろんこれは国の押しつけといたしますか、指導もあってやってきたわけですが、大きな借金を抱えてまいりました。

そして、それだけでなしに、そうした財政や税金を使っていくわけですが、本当に市民のために使われたかどうか、特に国政等では大きな問題のある投資、いわゆる癒着であるとか、天下りであるとか、そういうものがいっぱいあります。そういうことをきちんとただして、そして将来、本当に税金が正しく使われる、我々の出した税金が生きているというようにしていくことが非常に大事なんですけれども、これは郡上市の市政についても全く同じだと思います。

私は、いつも市長に、もう少し借金を早く減らしたらどうやなんて言いますが、それが一番いいということではないというように私も思っておりますが、これまでのツケをできるだけだしながら、そしてより健全な方向へ向けていくということが今求められておる道だと思います。それは、決して市会議員を減らして、そのお金でもって財政を改善させようというようなことでは到底できることではありません。

市会議員3名の歳費は約1,500万円ぐらいになりますでしょうか、それよりももっと大きな働きが市議会には求められているわけですから、それにこたえるようにするためにも、こうしたいろいろ理由はありますし、市民の皆さんの声もそれなりに理由なしとはしませんけれども、その結論として、議員3名削るんだと、まだ悪ければもっと削るんだということではこれはいけないと。

あえて市議会を削ることによって市政がよくなっていくんだというような御意見に対しては強く異を唱え、そして今回の結論に対しましても、きょうの提案に対しましても、3名削減はよくない、現行どおりやるべきであるというふうに私は主張したいと思っておりますので、そういった意味で、この条例については反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま議題になっております議発17号に対します賛成討論をさせていただきます。

経緯につきましては、発言者のほうから詳細な説明がありました。この条例は議員発議でありまして、議員みずからが提案して、本議題になっておるわけでございます。大変重い内容だというふうに理解をしております。

この条例につきましては、改正前は21名でございます。それを18名に減ずるという内容で、ただいま説明のあったとおりでございます。

その事由といたしましては、これは現下の市議会の置かれております財政事情、財政状況、これは大変困難を極めておる、そういう事情。それから、人口が国調で明らかになっておりますように、

大変大きく減じてきておるその厳しい状況。それから、つい最近であります、他市でありますけれども、瑞穂市におきましても、つい先般、議員削減を議決をされました。そういう類似の都市における事情。

そういったものと、まず何よりも市民の皆様方のさまざまな御意向というものがありまして、そういうものを考慮する中で、議会みずからが非常に何回も協議を重ねて、まさに苦渋の選択の面もありますけれども、ここにこうした提案がなされたということでございます。

このことは、ただ単に金の問題ではなくて、市議会が現下の状況に対して、みずからが判断することによりまして、より一層の効率的な財政運営を求める、そしてまた何よりも開かれた議会として、市民の皆様方とともに郡上市の困難を乗り越えるというその決意をあらわすというその意味、そして与えられました市民の負託に誠実にこたえていくという、そういう趣旨から提案されたというふうに理解をしております。

どうかこうした事由により、示されましたただいまの提案に対して、全会一致でもって議決していただくことを強く求めまして、賛成の討論と立たせていただきました。

以上。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

採決は、郡上市議会会議規則第81条の規定により、起立採決を行います。

議発第17号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議発第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

12月5日から開催されました第8回定例会におきまして、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございます。提出をいたしました議案についてはすべて決定をしていただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程におきましてちょうだいいたしました御意見等につきましては、今後の市政運営に

生かしてまいりたいというふうに考えております。

また、ただいまは議員発議により、議会議員定数の3人削減を決められました。いろいろな考え方、議論がある中で、議会みずからが自分の身を削るという姿勢を示されましたことにつきましては、執行部としてもこれを厳粛に受けとめてまいりたいと存じます。

これから本格的な寒さが到来し、また年末年始と忙しい時期を迎えますけれども、議員各位には健康に御留意の上、一層の御活躍をいただきますよう祈念を申し上げます。

ことし、平成23年は東日本大震災を初め、実にいろいろのことがございましたが、平成24年、新しい年は議員の皆様を初め、すべての市民の皆様方にとってよい年となりますようお祈り申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成23年第8回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日から本日までの16日間、条例9議案を初め補正予算11議案、当面する市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、終了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと、深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御労苦に対しましても厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑、意見、要望につきましては、今後の市政の執行に対しまして十分反映されますよう強く要望する次第であります。

議員各位におかれましては、これから年末年始、またいろいろと御多忙であろうかと思いますが、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第8回郡上市議会定例会を閉会いたします。

(午前11時33分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 渡辺友三

郡上市議会議員 清水敏夫

